



## ご家族のみなさまへ

### ～ 高齢者・障がい者施設の職員及びご利用者の ご家族の皆様への感染防止対策継続のお願い ～

岐阜県では、新型コロナウイルス感染症の第3波を受けた緊急事態宣言が令和3年2月28日をもって解除となりました。感染拡大時には、高齢者・障がい者施設の職員、ご利用者及びそのご家族を介した感染者やクラスターが多発いたしました。皆さまのご尽力・ご協力により、緊急事態宣言の解除が実現したところです。

しかしながら、第3波は決して終わったわけではありません。引き続き「第3波の終息」を目指し、さらに感染を抑え込み、「再拡大を阻止」する必要があります。施設では引き続き、「施設に感染を持ち込まない」水際対策に取り組んでいるところです。

職員・ご利用者のご家族の皆様も、日々の体調チェックなど、ご自身の感染防止対策の継続をお願いします。



### 「第3波の終息」と「再拡大の阻止」に向け、 感染防止対策の継続にご協力ください！

#### (1) 日常生活での感染予防策の継続をお願いします。

～ご家族の皆様が感染されないよう、ご自身の感染防止対策を継続しましょう～

・日常生活において、外出時は常にマスクを着用していただき、手洗い・アルコール消毒など、手指衛生の強化継続をお願いします。

・日常生活において、感染リスクを避ける行動(リスクを伴う飲食や、不要不急の外出、県をまたぐ不要不急の移動の自粛など)の継続をお願いします。

#### (2) 施設に感染を持ち込まない水際対策にご協力をお願いします。

～施設に感染が入り込まないよう、ご家族の皆様も水際対策を継続しましょう～

・職員やご利用者が、感染に気付かず出勤・施設利用されるのを防ぐため、出勤・施設の利用前には、ご家族の皆様も体温計測、体調確認をお願いします。

・ご家族が少しでも「体調がおかしい」と自覚された場合には、施設へ連絡し、職員やご利用者の出勤・利用等を控えていただけますようお願いいたします。

また、ご家族が施設に訪問された際には、施設が行う体温計測やマスク・手指消毒の徹底などにご協力をお願いします。